



11 経済産業省 (特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実施するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管関係府庁
110050	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講読開設事業の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第24条	修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	現行実施されている特別措置1131(1143)「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講読開設事業」における「修了試験」について、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)にあっては、独立法人情報処理推進機構から提供を受ける講読について、認定講読開設者が行う修了認定に係る試験の実施に代えて、テスト事業者が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験(CBT)で随時実施できるように拡充措置を講じる。	認定講読開設者に代えてテスト事業者が経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)にあっては、独立法人情報処理推進機構から提供を受ける講読について、認定講読開設者が行う修了認定に係る試験の実施に代えて、テスト事業者が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験(CBT)で随時実施できるように拡充措置を講じる。	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験では、あらかじめ定められた日時しか受験する機会がなかったものが随時受験できるように、IT人材育成のより一層の促進効果をもたらすことが図れる。さらに、講読開設者の負担となっている修了試験に関する事務の低減が図れる。	C	-	構造改革特別区域基本方針別紙1131(1143)の特定事業に係る特別措置における修了認定試験については、経済産業省告示(平成18年第248号)第1条第1項より、認定講読開設者が経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構、以下「IPA」という。)が提供する問題により行う修了認定に係る試験であることが必要となっている。この場合、原則、認定講読開設者が自らの施設で直接修了認定試験を行わなければならないと考えられるが、テスト事業者等の事業者が認定講読開設者から委託を受けて修了認定に係る試験を実施することを排除するものではないとするのが適切である。なお、当該委託を行うにあたっては、修了試験実施にあたって認定講読開設者が法令等により求められる同等の措置を実施することが条件となる。 一方、経済産業大臣(IPA)が提供する問題により行う修了認定に係る試験におけるコンピュータを利用した試験方式(CBT)については、実際に試験の問題の取組の作成や出題におけるレベル設定など、解決すべき多くの課題があり、現在情報処理技術者試験で行われている「ペーパー試験方式(PPT)」に加え、更なる実施体制の整備が必要であることから、現在の情報処理技術者試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。 なお、現在、官民の役割分担の観点から実施体制の見直しも含め、産業構造審議会情報経済分科会情報サービスソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、試験制度全体のあり方を検討していること。	試験業務における官民の役割分担等、実施体制の見直しについて、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。 特に、初級システムアドミニストレータ試験については、平成17年度にCBTの実証実験を実施したとき及びその後の経過を踏まえて検討のうえ回答された。また、CBTに係る課題については、IPAにおける検討や、択一式である午前試験のアイテムバンクの充実に問題がないと報告されている。また、コンピュータを利用した試験方式(CBT)の導入については、費金や独立行政法人情報処理推進機構(IPA)においても以前から継続的に検討が進められていること、併せて明らかにされたこと。	テスト事業者等であっても修了試験を実施できることをご回答をいただき、ありがとうございます。 CBTについては、経済産業大臣(IPA)から問題提供を受け、テスト事業者の自助努力によってCBTを提供するものであり、更なる進んだ実施体制の整備を経済産業大臣(IPA)に求めるものではありません。また、CBTに係る課題については、IPAにおける検討や、択一式である午前試験のアイテムバンクの充実に問題がないと報告されています。また、コンピュータを利用した試験方式(CBT)の導入については、費金や独立行政法人情報処理推進機構(IPA)においても以前から継続的に検討が進められていること、併せて明らかにされたこと。	1003010	アール・プロモトリック株式会社	経済産業省
110060	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講読開設事業の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第25条	修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	現行実施されている特別措置1132(1144)「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講読開設事業」における「修了試験」について、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)にあっては、独立法人情報処理推進機構から提供を受ける講読について、認定講読開設者が行う修了認定に係る試験の実施に代えて、テスト事業者が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験(CBT)で随時実施できるように拡充措置を講じる。	認定講読開設者に代えてテスト事業者が経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)にあっては、独立法人情報処理推進機構から修了問題の提供を受けてCBTで随時行うことにより、認定講読開設者の講読運営上の負担を軽減し、当該措置における効率性、効果的な能力測定を適正かつ公平に行うことができる。	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験では、あらかじめ定められた日時しか受験する機会がなかったものが随時受験できるように、IT人材育成のより一層の促進効果をもたらすことが図れる。さらに、講読開設者の負担となっている修了試験に関する事務の低減が図れる。	C	-	構造改革特別区域基本方針別紙1132(1144)の特定事業に係る特別措置における修了認定試験については、経済産業省告示(平成18年第249号)第1条第1項より、認定講読開設者が経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構、以下「IPA」という。)が提供する問題により行う修了認定に係る試験であることが必要となっている。この場合、原則、認定講読開設者が自らの施設で直接修了認定試験を行わなければならないと考えられるが、テスト事業者等の事業者が認定講読開設者から委託を受けて修了認定に係る試験を実施することを排除するものではないとするのが適切である。なお、当該委託を行うにあたっては、修了試験実施にあたって認定講読開設者が法令等により求められる同等の措置を実施することが条件となる。 一方、経済産業大臣(IPA)が提供する問題により行う修了認定に係る試験におけるコンピュータを利用した試験方式(CBT)については、実際に試験の問題の取組の作成や出題におけるレベル設定など、解決すべき多くの課題があり、現在情報処理技術者試験で行われている「ペーパー試験方式(PPT)」に加え、更なる実施体制の整備が必要であることから、現在の情報処理技術者試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。 なお、現在、官民の役割分担の観点から実施体制の見直しも含め、産業構造審議会情報経済分科会情報サービスソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、試験制度全体のあり方を検討していること。	試験業務における官民の役割分担等、実施体制の見直しについて、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。 また、コンピュータを利用した試験方式(CBT)の導入については、費金や独立行政法人情報処理推進機構(IPA)においても以前から継続的に検討が進められていること、併せて明らかにされたこと。	テスト事業者等であっても修了試験を実施できることをご回答をいただき、ありがとうございます。 CBTについては、経済産業大臣(IPA)から問題提供を受け、テスト事業者の自助努力によってCBTを提供するものであり、更なる進んだ実施体制の整備を経済産業大臣(IPA)に求めるものではありません。また、CBTに係る課題については、IPAにおける検討や、択一式である午前試験のアイテムバンクの充実に問題がないと報告されています。これらの状況も踏まえ、経済産業大臣(IPA)から問題提供を受け修了試験においてはCBTが不可能であることをご回答について、再検討をお願いする次第です。	1003020	アール・プロモトリック株式会社	経済産業省
110070	不法投棄された家電のリサイクル法の適用除外(市で分別リサイクルを行う)	家電リサイクル法第54条	市町村は、収集した特定家庭用機器廃棄物を製造業者等に引き渡すことができる。	家電4品目については、家電リサイクル法によりリサイクル料金を支払ってリサイクルすることが義務付けられているが、不法投棄された家電4品目については適用除外とし、回収した市において独自に解体、分別リサイクルを行えるようにする。	現在、不法投棄された家電4品目については市の予算でリサイクル料金を負担して法のリサイクル率に準じて処理している。不法投棄による家電4品目の数は、それほど多くはないが、そもそも違法行為である不法投棄された家電について想定した家電4品目に限り、法の適用除外とすることにより、市の処理施設において、市独自のリサイクルを行いたい。	家電4品目について、家電リサイクル法により、リサイクル料金を支払わなければならないが、不法投棄された家電については市がその料金を負担している。本来不法投棄は違法行為であり、あってはならないことであるが、現実問題として発生している。そのリサイクル料金を市が負担することは、本来の排出者負担の原則からはずれるものである。また、不法投棄された家電4品目については法の適用除外として、本来のリサイクルルートによらず、回収した市により独自のリサイクル処分を行ってもよいこととする。	E	-	本法第54条では、市町村が引き渡すことが可能であると定められており、引き渡すことを妨げるものではありません。したがって、市町村自ら実施することを知覚するものではありません。	当該提案の内容は、現行規定より対応可能であるもの(D)と解していいか、回答された。	1029160	多治見市	経済産業省 環境省	
110080	新エネルギー等利用義務の引き上げ(ソーラー特区)	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付けている。電気事業は、地域に関わらず行うことができるため、どの地域で新たなエネルギーで発電した電気を利用しても構わない。	現行法から算出される新エネルギー等電気の利用目標量について、地域独自の算定により引き上げる。	松山地域の新エネルギー等利用目標量を引き上げることで、「環境にやさしい自然共生まちづくり」を目指す。具体的には、松山地域の新エネルギー等利用目標量(2010年)に上乗せすることにより、太陽光発電余剰電力の買取りの長期保障を促し、市の太陽光発電を中心とした環境施策の円滑な推進を図る。	松山市は地球温暖化対策補助事業として、太陽光発電システム設置費補助、住宅用太陽熱利用システム設置費補助等を実施している。天候に恵まれ太陽光発電に恵まれた地域であり、市民によるソーラーパネルの設置も進んでいる。この事業を円滑に推進するためには、電気事業者が太陽光発電余剰電力を積極的に長期にわたって購入することが必要である。しかし、各電気事業者に課せられた利用義務量については、パンクがより現在大に超過されている。また、電気事業者によっては、今後も利用目標量が超過できる見込みがある。今後とも利用目標量の引き上げ(枠拡大)によって、太陽光余剰電力の買取りの長期保障を促すものである。	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、経済効率性の高い新エネルギーを導入するためにその発電に係る追加的なコストを分担し、最終的には電気の消費者に広げるコスト負担を期待する制度である。その際、そもそも、電気事業者の需要地と供給地は、市の地域と関係なく存在するので、一定地域に限って義務量を定めることは困難。また、仮に一部の地域に高い目標を設定し、導入を促進した場合、その導入促進に係る費用は他の地域を含めた消費者全体からの負担によってまかなわれることとなり、不公平。そのため、当該提案は特区制度にないものではない。	C	-	地域特性を踏まえ、エネルギー源別の利用義務量を設定することはできないか。また、電気料金を還元できることを問題とするならば、還元を消費者または地方公営団体に負担することによってはどうか。右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	新エネルギー等利用義務量は市単位ではなくブロック単位である。現行制度でも四国エリアという地域に限定されている。これを市の地域で決めるのも同様ではないか、いわずにしても地域特性にあった特区制度にないものであり、特区制度を境で限定的に解禁することは問題である。地域特性を活かした将来のエネルギー確保という面からも効果は大きい。	1067020	松山市	経済産業省 環境省	



11 経済産業省（特区第10次 再検討要請）

管理コード	具体的事業を実施するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管関係官庁
110140	火薬類取締法における第25条（消費）事項の規制緩和	火薬類取締法第25条	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。また、都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。	火薬類取締法における消費は都道府県知事の許可を旨としているが、許可限額の数量規制を特区のみ緩和していただきたい。	消費量許可数量制限を緩和することにより、地区内火花の消費量が拡大し、火花業者のみならず「火花の街」としての火花大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と過分散化が可能となる。	秋田県大仙市は古くより火花に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に火花が打ち上げられていたが、現行法令の規制数量では火花業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所やNPO法人、TMO等が火花を中心とした街の経済活性化を計る上でも障害となっている。	E	-	火薬類取締法では、火薬類の消費許可に際し、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、当該制限数量に係る根拠を示された。同法第25条に基づく（都道府県知事の許可）については、火薬類の爆発又は燃焼の目的、場所、数量又は方法が適切で、かつ公共の安全の維持に支障を及ぼさないと思われれば、但時は特定のものはなくとも、ある一定の期間でもって包括的な許可/ただし、実際に消費しようとする場合は、事前に日時を都道府県知事に届け出るとする。また、これはできないが、併せて検討のうら回答された。	火薬類取締法施行規則第49条第1条第4号は煙火（打上げ火花）についての無許可消費数量を定めたものであると認識しているため、当該規制の緩和については右提案主体からの意見を踏まえて検討されたい。もし緩和できないというのであれば、当該規制の緩和については右提案主体からの意見を踏まえて検討されたい。	1065030	火花とききチーム	総務省 経済産業省	
110150	パイオガス由来のメタンガスを主成分とした精製メタンガス（以下、パイオメタン）と高圧圧縮充填する高圧ガス（以下、パイオメタン）の選定要件の緩和	高圧ガス保安法第27条の2、第32条、一般高圧ガスの保安規則第64条、第65条、第66条、第76条	圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造しようとする者で都道府県知事の許可を受けなければならない者は、事業ごとに保安統括者及び保安技術管理者を選任しなければならない。また、同許可を受けた者は、製造のための施設の区分ごとに保安係員を選任しなければならない。	現行法で規定されている保安統括者及び保安係員の選任について、安全を確保する措置をともにとることで保安統括者が高圧ガス製造施設に常駐することを不要とする。	畜産廃棄物及び有機廃棄物嫌気性処理を行い、同プロセスにおいて発生するパイオメタンを精製し、エネルギー需要家まで搬送し、化石燃料代替として利用する事業モデルが拡大しない。	提案理由： 重水市では、豚糞や焼酎粕の適正処理と、回収したパイオメタンを圧縮充填する際に保安統括者及び保安係員の選任が必要となるが、人員費の増大と生産現場の志意を阻むことが懸念される。 代替措置： 対象となる発酵・精製・圧縮の設備が既存技術の組み合わせであり、かつガスの主要な原材料である豚糞の性状も一定していることから、圧縮工程において一般高圧ガス保安規則が定める保安統括者及び保安係員を選任することなく、施設の安定した稼働が可能である。メタンガスを中心成分とするパイオメタンが都市ガスに近い性状であることを監視し、ガス事業者が定期点検や非常時の技術者派遣などの安全管理を行えば、また監視装置や非常停止などの安全対策を講ずること、正式な保安管理の要員を常駐させることと同等の安全確保が図れると考える。	D	-	本事業モデルを実施する者は、そのガスの処理能力から、制度の現状で述べられているとおり、第1種製造者として高圧ガス保安法第27条の2に規定する保安統括者、保安技術管理者及び保安係員を選任することが必要とされること。提案の代替措置の内容では保安統括者、保安技術管理者及び保安係員の職務の内容を網羅できない。現行法令に則した対応が必要である。 また、LNGから製造される都市ガスとはその製造工程が大きく異なるため、保安等について同一に論じることが妥当ではない。なお、保安係員は常駐の要があるが、保安統括者及び保安技術管理者については、常に連絡が取れる体制が確保されれば常駐の要はない。	パイオメタンの性状に係るデータを示せるとともに、「保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」と同様の審査防止措置により、現行規定で担保される安全性と同様の安全性を確認することはできないか。右提案主体からの意見を踏まえて検討のうら回答された。	1118010	株式会社日本総合研究所、重水市	経済産業省	
110160	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器）の輸送容器として利用するための要件緩和	高圧ガス保安法第48条、容器保安規則第2条	容器に充てんする高圧ガスは、刻印において示された種類の高圧ガスでなければならない。圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器は自動車燃料装置用容器であるため、一般の容器の用に供することはできない。	現行法で圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を運送目的で使用することを禁止していることに対し、容器を荷台等に適切に固定することにより、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を運送目的で使用することを可能にする。	畜産廃棄物及び有機廃棄物に嫌気性処理を行い、同プロセスから発生するパイオメタンを精製して、近隣のエネルギー需要家まで搬送し、化石燃料代替として利用する事業モデルを推進する。輸送コスト削減のため、輸送効率に優れた圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（高圧20～28MPa）軽量容器をパイオメタン輸送に使用する。具体的には、豚や焼酎の生産が盛んな重水市において、平成18年度から3年間のNEDOの新規エネルギー利用技術実証試験を行う。パイオメタンの含有成分制御技術の構築、パイオメタンの含有率の高圧貯蔵の安全性の検証は、需要家が求める高品質・低価格のエネルギーを効率的に供給するための要件となる。	提案理由： 重水市では、豚糞や焼酎粕の適正処理と、回収したパイオメタンを圧縮充填する際に保安統括者及び保安係員の選任が必要となるが、人員費の増大と生産現場の志意を阻むことが懸念される。 代替措置： 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器は輸送用途に使用できない。運送車両の荷台等に適切に固定することによって、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器と同等の環境を確保することが可能である。また、パイオメタンを一定の品質以上に設定することにより、容積性能に及ぼすパイオメタンの安全性を確保した上で、事業期間内にパイオメタンが容器に与える影響を検証する。実証試験により得られた知見を基に、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器への適用可能性を判断することが可能となる。	D	-	高圧ガス保安法では機能性基準を適用しており、現行の制度においても、「容器保安規則の機能性基準の適用について」に基づき、当該容器を一般容器として使用するための容器検査の事前評価の申請を行い、詳細な事前評価委員会において適合と判断されれば使用が可能である。なお、事前評価において基準を満たしている認められるかどうかについては、保証の限りではない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうら回答された。	1118020	株式会社日本総合研究所、重水市	経済産業省	
110170	圧縮水素運送自動車燃料装置用容器（以下、圧縮水素運送自動車燃料装置用容器）の輸送容器として利用するための要件緩和	高圧ガス保安法第48条、容器保安規則第2条	容器に充てんする高圧ガスは、刻印において示された種類の高圧ガスでなければならない。圧縮水素運送自動車燃料装置用容器は高圧ガスを運送するための容器であるため、一般の容器の用に供することはできない。	現行法の圧縮水素運送自動車燃料装置用容器は対象ガスを純水素に限定している。パイオメタンを主成分とした精製メタンガス（以下、パイオメタン）と高圧圧縮充填する高圧ガス（以下、パイオメタン）の選定要件を緩和し、パイオメタンの含有成分制御技術の構築、パイオメタンの含有率の高圧貯蔵の安全性の検証は、需要家が求める高品質・低価格のエネルギーを効率的に供給するための要件となる。	畜産廃棄物及び有機廃棄物に嫌気性処理を行い、同プロセスから発生するパイオメタンを精製して、近隣のエネルギー需要家まで搬送し、化石燃料代替として利用する事業モデルを推進する。輸送コスト削減のため、輸送効率に優れた圧縮水素運送自動車燃料装置用容器（高圧35MPa）軽量容器をパイオメタン輸送に使用する。具体的には、豚や焼酎の生産が盛んな重水市において、平成18年度から3年間のNEDOの新規エネルギー利用技術実証試験を行う。パイオメタンの含有成分制御技術の構築、パイオメタンの含有率の高圧貯蔵の安全性の検証は、需要家が求める高品質・低価格のエネルギーを効率的に供給するための要件となる。	提案理由： 重水市では、豚糞や焼酎粕の適正処理と、回収したパイオメタンを圧縮充填する際に保安統括者及び保安係員の選任が必要となるが、人員費の増大と生産現場の志意を阻むことが懸念される。 代替措置： 圧縮水素運送自動車燃料装置用容器は、対象ガスを純水素に限定している。その為、パイオメタンの高圧充てんはできない。パイオメタンを一定の品質以上に設定することにより、容積性能に及ぼすパイオメタンの安全性を確保した上で、事業期間内にパイオメタンが容器に与える影響を検証する。実証試験により得られた知見を基に、圧縮水素運送自動車燃料装置用容器への適用可能性を判断することが可能となる。	D	-	高圧ガス保安法では機能性基準を適用しており、現行の制度においても、「容器保安規則の機能性基準の適用について」に基づき、当該容器を一般容器として使用するための容器検査の事前評価の申請を行い、詳細な事前評価委員会において適合と判断されれば使用が可能である。なお、事前評価において基準を満たしている認められるかどうかについては、保証の限りではない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうら回答された。	1118030	株式会社日本総合研究所、重水市	経済産業省	

